

議案第 1 1 号

北本市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

北本市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 2 0 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北本市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 4 号中「月額 2, 0 0 0 円」を「1 日につき 2 5 0 円」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「が、次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事したときに支給する手当」を「に対し支給する月額で定められている特殊勤務手当」に改め、各号を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の北本市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後における勤務について適用する。